

保育所の民営化とは

保育白書 2005 より

認可保育所は設置、管理運営の主体によって、①公設公営、②公設民営、③民設民営の3種類に区分できるが、一般的には、①、②が公立保育所、③が私立保育所と定義されている。

公立保育所の民営化とは、

- 1、公設公営保育所の設置主体を変えずに管理運営部分のみを管理委託（①から②のⅠ）、または運營業務委託（①から②のⅡ）すること（公設民営化）
- 2、公立保育所を廃止し、保育所の土地・建物等を民間の法人等は無償貸与、または有償譲渡すること（①から③民設民営化）の二つの方式がある。

本来、公立保育所など公共施設の運営は地方公共団体が出資している法人、または公共団体ならびに公共的団体にしか管理委託できないとされていたが、（地方自治法244条の2第3項）、2003年の同法改正により、地方自治体の指定する団体（指定管理者という、団体であればよく営利企業なども含む）に委託できることになった（指定管理者制度）。ただし、管理の基準や必要な事項は条例の定めが必要であり、指定の期間や指定先の決定には議会の議決を必要とする。

しかしこれより先の2001年3月、厚生労働省は保育所業務への企業参入を容認するために、公立保育所の運營業務は事実上の行為であり地方自治法244条は適用されないとして、どのような団体に対しても条例の制定や改正なしに業務委託できるとする見解を示した。これにより東京都三鷹市は民間企業に新設保育園の運營業務を委託している。

厚生労働省の調査によれば、2004年4月現在の公立保育所の民間への業務委託は累計339件（うち株式会社12件）、民間への施設貸与累計130件、民間への譲渡は1989年以降119件である。このうち営利企業が関わるのは、「民間への業務委託」で2004年現在、複数の保育園の業務委託を受ける株式会社は、ピジョン、ベネッセ、日本デイケアセンターなどだが、公有施設の譲渡によらず独自に保育所を設置運営している企業もある。

保育所の設置運営形態

公立保育所

①公設公営

市町村（地方公共団体）運営

市町村（地方公共団体）設置

②公設民営

社会福祉法人、企業など民間団体運営

I、指定管理者方式

II、運營業務委託方式

私立保育所

③民設民営

社会福祉法人、企業等民間団体の運営

法人等民間団体設置